

## 5 疾病5事業及び在宅医療の医療体制を担う個別医療機関の明示について

前回の医療計画から、各医療機能を担う医療機関等の名称を医療計画に記載することとされているが、新計画においても同様に、各医療機能区分の「求められる事項」に合致した医療機関を掲載する。

### 1 計画への掲載方法

- 医療計画で定めた医療機能区分の「求められる事項」に合致した医療機関を掲載
- (例) のように計画冊子に医療機関名を掲載するものと、掲載しないものに分ける。
  - A：公的に指定されているなど、医療機能を有することが明らかであるもの  
(計画冊子に明示)。
  - B：医療機能区分に該当するか全医療機関に対し、手挙げ方式での調査が必要なもの  
(計画冊子に明示せず)。
- A、Bいずれもホームページに医療機関名を明示するとともに、定期的に更新。

(例) 計画冊子の「がんの医療体制」(案)

区分	【がんの予防】	【がん治療】			【がんの療養支援】
機能	がんを予防する機能	がん診療機能			在宅療養支援機能
医療機関名	医療機関	がん診療医療機関	がん診療連携推進病院 (県認定)	がん診療連携拠点病院 (国指定)	がんの療養支援を担う病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション
求められる事項	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

### 2 ホームページによる医療機関名の明示までの流れについて

「医療機能区分」及び「求められる事項」を医療審議会です承した後、調査を実施し、公表。調査は年度明けに実施し、回収後に整理して速やかにホームページに掲載する。

### 3 公表内容の更新等について

「青森県保健医療計画に定める疾病又は事業ごとの医療機関名の公表に関する取扱要領」(平成20年12月16日施行)に基づき、掲載された医療機関の報告事項に変更が生じた場合は、その都度報告を受け、ホームページを更新していく。

【国の指針(H29.7.31 医政発 0731 第4号厚生労働省医政局長通知)の抜粋】

各医療機能を担う医療機関等については、原則として名称を記載する。(中略)

医療機関等が圏域内に著しく多数存在する場合にあつては、別途当該医療機関等の名称を表示したホームページのURLを医療計画上に記載する等の方法をとることも差し支えない。